

【久米島町堆肥センター】業務委託の公募(急募)について

久米島町堆肥センターは、地域の有機性資源の有効活用に努め、環境保全及び土づくりによる地力の増進を図り、もって環境保全型農業の振興に供することを目的とした施設です。

そこで、久米島町堆肥センター規則に基づき、本施設の適正かつ円滑な運営管理を行うため、下記のとおり公募いたします。

平成31年 3月 4日
久米島町長 大田 治雄

1. 名称及び位置

- ① 名称：久米島町堆肥センター
- ② 設置場所：久米島町字嘉手苅1796番地の36

2. 委託期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

3. 業務受託者が行う業務

- ① 堆肥の製造及び販売に関する業務
- ② 堆肥センターの維持管理に関する業務

4. 応募資格

法人格を有している者、又は堆肥センターを運営している団体で、下記のいずれにも該当しない者とする。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者。
- ② 破産者で復権を得ない者。
- ③ 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定による一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことのある者。
- ⑤ 業務を受託した場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者。

5. 応募申請の受付期間

- ① 受付期間：平成31年3月5日から平成31年3月15日（必着）
- ② 申込（提出）先：久米島町役場産業振興課

6. 提出書類及び選考方法

- ① 提出書類：別添を参照して下さい。
- ② 選考方法：久米島町業務委託選定委員会の審査により選定します。

7. その他

※ 募集要領及び提出書類等については、応募者（希望者）本人にて久米島町産業振興課までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 久米島町役場 産業振興課 営農班 TEL：098-985-7134
担当：城間

久米島町堆肥センター業務委託募集要領

1 管理・運営施設の概要

- (1) 名称 久米島町堆肥センター
- (2) 位置 久米島町字嘉手苅1796番地の36
- (3) 設置目的等 地域の有機性資源の有効活用に努め、環境保全及び土づくりによる地力の増進を図り、もって環境保全型農業の振興に供する。
- (4) 規模等
 - ①施設面積 9,900 m²
 - ②延床面積 5,047.65 m²
 - ③施設構造 鉄骨造平屋建
 - ④主な施設内容

	施設名	規模等	備考
1	堆肥化施設棟	2,014.2 m ²	
2	材料倉庫棟	2,931 m ²	
3	管理棟	67.45 m ²	
4	処理装置	一式	
5	ホイルローダー	3台	
6	トラック	1台(4t車)	
7	アームロール車(コンテナ含む)	1台	
8	堆肥散布車	1台	
9	自走式混合堆積機	1台	
10	今後、町が整備する予定の施設等		

2 堆肥センターの事業

- (1) 家畜排せつ物等の有機性資源を原料とした堆肥の製造に関する事。
- (2) 堆肥の運搬、散布及び販売に関する事。
- (3) 土づくりの啓発に関する事。
- (4) その他町長が適当であると認める事業

3 受託者が行う業務

- (1) 堆肥の製造及び販売に関する業務
- (2) 堆肥センターの維持管理に関する業務

4 委託期間

平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで(5年間)

5 委託料

業務委託料については概ね下記のとおりとする。

- ① 1年目 10,000千円、2年目 10,000千円、3年目 10,000千円
- ② 4年目以降は運営状況により、受託者と協議の上決定する。

- 6 管理の業務に係る委託料の支払い
受託に係る年度ごとに業務委託契約の範囲内で決定し、業務履行月（又は業務履行年度内に分割）ごとに支払う
- 7 販売料金の取扱い
受託者は販売料金を収入として収受し、事業の充実に資する目的に使用することができる
- 8 応募資格
 - (1) 法人又は堆肥センターを運営している団体であること。
 - (2) 団体又はその代表者が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 受託した場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
- 9 提出書類
 - ① 業務委託申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書
 - ③ 管理に係る収支計画書
 - ④ 定款、寄附行為その他これらに類するものの写し
 - ⑤ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
 - ⑥ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - ⑦ 申請団体の概要（組織の状況、活動、決算状況等）
- 10 選考方法
久米島町堆肥センター業務委託選定委員会（久米島町指定管理者選定委員会に準ずる。）の審査により選定する。
- 11 選定基準
 - 1 経営に関すること
事業計画に沿った管理運営を計画的にかつ安定して行う能力を有していること
 - (1) 管理運営の基本理念・基本方針（町民に平等に利用される考え方など）
 - (2) 申請団体の経営状況（資力、信用などに関すること）
 - (3) 申請団体の事業実績
 - (4) 公共性についての取組（住民や地域団体、企業、町との協働や連携した事業展開など）
 - (5) 協働についての基本方針（住民や地域団体、企業、町との協働や連携の方針）
 - (6) 管理運営にあたっての対応策
 - ① 事故が起きた場合の対応策
 - ② 個人情報保護対策について

- ③ 地震、火事、その他災害等の緊急体制と対策
 - ④ 衛生対策について
 - ⑤ 利用者からの要望・苦情についての対策
- 2 事業計画に関すること
- 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること
- (7) 管理経費の縮減方法について
 - (8) 施設管理の計画、内容（受付、清掃、警備など）
 - (9) 施設の利用促進等について
 - (10) (1)～(9)を踏まえた本施設の管理運営体制
 - ① 指揮命令系統がわかる組織図
 - ② 職員の業務内容、資格等（職員数と業務内容、資格等）
 - ③ 施設管理に必要な人員配置計画並びに平日及び休日（土曜日、日曜日、祝日）の職員の配置人数
 - ④ 施設管理の計画、内容（受付、清掃、警備など）
 - ⑤ 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受配者への指導体制）
 - ⑥ 施設年間事業計画に関する理念、基本方針
 - ⑦ 施設管理及び事業運営経費の収支計画
 - (11) その他（特記すべき事項）

【お問い合わせ及び提出先】

〒901-3193 久米島町字比嘉2870番地（仲里庁舎）
久米島町役場産業振興課 電話 098-985-7134

提出期限（締切日）

平成31年 3月15日（金）午後5時00分